

今月のトピックス

薄型テレビの転倒防止対策について

全国消費生活情報ネットワーク・システムには、東日本大震災後の平成23年3月12日から平成24年2月29日までに、地震でテレビが転倒したとの相談が60件寄せられています。そこで、国民生活センターでは薄型テレビへの地震対策の有無による被害影響についてどのような違いにつながるのかを調べるとともに、消費者、製造業者及び家電量販店を対象にアンケートを行い地震対策の実態を明らかにし、情報提供を行いました。

この調査によると、対策の方法により結果に多少の違いはあったものの、取扱説明書記載の転倒防止対策や市販の粘着マットを敷くなど何らかの対策を行うことで転倒や落下を軽減することができました。

この結果から、転倒防止対策は有効であり、特に転倒したときの危険性が高い大型テレビには対策を実施することが強く求められます。製造メーカーによっては転倒防止対策は用意されているものの、必要な部品が同梱されていない場合があります。家電量販店では設置時に要望に応じて転倒防止対策を実施する店舗もありますので、テレビの購入や設置の際は転倒防止対策についても相談するのがよいでしょう。

国民生活センター商品テスト結果

http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20120315_1.html

平成24年2月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

(単位:件 ()内は長野県内での発生件数)

ガス機器・石油機器に関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故						その他の製品の内訳	
	電気ストーブ	電気冷蔵庫	折りたたみ自転車	電子レンジ	その他			
51 (2)	20	5	3	1	1	10	・介護用リフト ・乳児用歩行器 ・温水洗浄便座 ・車いす ・介護ベッド用手すり	・ウォーターサーバル ・充電器 ・電気こんろ ・照明器具 ・折りたたみ椅子

詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

石油ふるがまに関する事故にご注意ください

平成24年2月3日に消費者庁が公表した重大製品事故の中で、長野県内の事案として株式会社長府製作所製の石油ふるがまを使用中に当該製品から出火する火災が発生し、製品及びその周辺が焼損したという事故が報告されています。

事故原因は機器の修理、点検等のために一時的に使用する点検用コネクター(空焚き防止装置を働かせないようにするもの)を修理、点検後に戻し忘れたため、空焚きになった際に空焚き防止装置が作動せずに出火したものと考えられています。

当該製品を含む同社製のいくつかの機種において同様の事故が13件発生したことから、平成19年7月27日からリコールを実施するなどの対策が行われています。

詳細については平成24年2月3日公表「消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について」の6(1)をご確認ください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120203kouhyou_1.pdf (平成24年2月3日公表資料)